

周南市市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

周南市市税条例等の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

平成29年5月29日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

(別 紙)

専 決 処 分 書

周南市条例第 16 号

平成 29 年 3 月 31 日

周南市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市市税条例等の一部を改正する条例

(周南市市税条例の一部改正)

第 1 条 周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「納期限とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「納期限とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5ま

で」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第３項中「次項」を「以下この条（第５項を除く。）」に改め、同条に次の３項を加える。

５ 法附則第30条第６項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第２項の表の

左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を

賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

３ 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

４ 第２項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の２第２項の規定の適用がないものとした場合の当該３輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の３第２項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第１項」を「同条第１項」に改め、同項に次の各号を加える。

（１） 第33条第４項ただし書の規定の適用がある場合

（２） 第33条第４項第１号に掲げる申告書及び同項第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の２第１項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の２第４項」を「附則第34条の２第１項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第１項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第２項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の２第９項」を「附則第34条の２第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の２第４項中「第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時までに提出された第36条の３第１項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附則第22条（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

第22条の2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第32条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

（周南市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 周南市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年周南市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中第18条の3の改正規定を削り、第19条の改正規定中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、第34条の4及び第80条の改正規定、第80条の2を削る改正規定、第81条の改正規定、同条の次に10条を加える改正規定、第82条、第83条及び第85条の改正規定、第87条から第91条までの改正規定並びに附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「三輪」を「3輪」に、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 周南市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽

自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の10条を加える。

（日本赤十字社の所有する 3 輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する 3 輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

- （1） 救急用のもの
- （2） 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- （3） 血液事業の用に供するもの
- （4） 救護資材の運搬の用に供するもの

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- （1） 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- （2） 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- （3） 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号

の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、別に定める。

（環境性能割の課税免除）

第81条の9 市長は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する3輪以上の軽自動車を無償で譲り受けた場合における当該3輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を課さない。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、第81条の6の規定によって提出すべき申告書に事実を証明するに足る書類を添付しなければならない。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲）

第81条の10 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、種別割を課さない。

（種別割の課税免除）

第81条の11 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額3,600円

(イ) 3輪のもの 年額3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円

(エ) 被けん引車 年額3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額2,000円

(イ) その他のもの 年額5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「市長において」を削り、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の10」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100分の 1	100分の 0.5
第 2 号	100分の 2	100分の 1
第 3 号	100分の 3	100分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の 3」とあるのは、「100分の 2」とする。

附則第 16 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア（イ）	3,900 円	4,600 円
第 2 号ア（ウ） a	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
第 2 号ア（ウ） b	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 16 条第 2 項から第 4 項までを削る。

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

第 16 条の 2 削除

附則第 1 条第 1 号を次のように改める。

- （1） 第 1 条中周南州市市税条例附則第 16 条の改正規定及び附則第 2 条の 3 の規定 平成 29 年 4 月 1 日

附則第 1 条第 3 号を次のように改める。

- （3） 第 1 条の 2 及び第 2 条の規定並びに第 3 条中周南州市市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年周南州市条例第 37 号）附則第 5 条第 7 項の表第 19 条第 3 号の項の改正規定（「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 2 条の 2 及び第 3 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

附則第 2 条第 1 項中「前条第 1 号に掲げる規定の施行の日」を「この条例の施行の日」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前条第 1 号に掲げる規定の

施行の日」を「この条例の施行の日」に改め、同項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の周南州市税条例（附則第3条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第3条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に改め、第2条の2の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条の3 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第6条の規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の周南州市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを周南市市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の

機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（周南市市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第6条 周南市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年周南市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（周南市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 周南市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年周南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「三輪」を「３輪」に改め、同条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第1号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第3号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

(参 考)

周南市市税条例新旧対照表（第1条の改正）

現 行	改 正 案
（所得割の課税標準） 第33条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5 （略）	（所得割の課税標準） 第33条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> （1） <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> （2） <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 （略）

現行	改正案
6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）</u>は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。 （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項の申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により	6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）</u>は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> （1） <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> （2） <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項に規定する特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節

現行	改正案
配当割額を課された場合又は<u>同条第6項の申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2・3 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定<u>によって提出</u>があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書<u>によって納付</u>しなければならない。 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合<u>においては</u>、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付	第5款の規定により配当割額を課された場合又は<u>同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>同節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2・3 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定<u>により提出</u>があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書<u>により納付</u>しなければならない。 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合<u>には</u>、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき

現行	改正案
すべき法人税割額から控除する。 3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合<u>においては</u>、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書<u>によって</u>納付しなければならない。 4 （略） 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提	法人税割額から控除する。 3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合<u>には</u>、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第5項第1号において同じ。</u>）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書<u>により</u>納付しなければならない。 4 （略） 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提

現行	改正案
出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) (略) 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定<u>によつて</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法<u>第75条の2第7項</u>(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法<u>第75条の2第7項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。	出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) (略) 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定<u>により</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法<u>第75条の2第9項</u>(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法<u>第75条の2第9項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

現行	改正案
7 法人税法第81条の22第1項の規定<u>によって</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。 （法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>においては</u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式によ	7 法人税法第81条の22第1項の規定<u>により</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。 （法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>には</u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付

現行	改正案
る納付書<u>によって</u>納付しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 （略） 4 第2項の場合において、<u>法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に</u>	書<u>により</u>納付しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。<u>第4項第1号において同じ。</u>）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3 （略） 4 第2項の場合において、<u>納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当す</u>

現行	改正案
限る。)については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) (略) (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間 (固定資産税の課税標準) 第61条 (略) 2～7 (略) 8 法第349条の3、<u>第349条の4又は第349条の5</u>の規定の適用	る税額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) (略) (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（<u>法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日</u>）までの期間 (固定資産税の課税標準) 第61条 (略) 2～7 (略) 8 法第349条の3 <u>又は第349条の3の4から第349条の5までの</u>

現 行	改 正 案
を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、<u>法第349条の3、第349条の4又は第349条の5</u>に定める額とする。 9・10 （略） （施行規則<u>第15条の3第2項</u>の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則<u>第15条の3第2項</u>の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 （1）・（2） （略）	規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、<u>法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。</u> 9・10 （略） <u>（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）</u> <u>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> （施行規則<u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</u>の規定による補正の方法の申出） 第63条の2 施行規則<u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</u>の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 （1）・（2） （略）

現行	改正案
(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の<u>区分所有者全員の共有に属する共用部分</u>に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合	(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
(4) (略)	(4) (略)
2 (略)	2 (略)
(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出)	(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出)
第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特	2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定

現行	改正案
定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分する</u>場合に用	被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日<u>から起算して3年</u>を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、<u>法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)</u>には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日<u>から起算して4年</u>を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>按分する</u>場合に用い

現行	改正案
いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。 4 (略) (被災住宅用地の申告) 第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後<u>3年</u>を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる	いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。 4 (略) (被災住宅用地の申告) 第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日<u>から起算して3年</u>を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度

現行	改正案
事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。 附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 平成15年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたも	<u>から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）</u>の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。 附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 平成15年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたも

現行	改正案
の及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 （略） <u>（読替規定）</u> <u>第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。</u> （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～4 （略） 5 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 6 法<u>附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号	の及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 （略） <u>（読替規定）</u> <u>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</u> （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～4 （略） 5 法<u>附則第15条第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 6 法<u>附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号

現行	改正案
に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 11 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>12 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>13 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u> 14 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受け	に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 7 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 8 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 9 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 10 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 11 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>12 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u> <u>13 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 14 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受け

現 行	改 正 案
ようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第2項</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) 3 (略) 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第12条第21項第2号</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出し	ようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第3項</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) 3 (略) 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第12条第21項第1号ロ</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出し

現行	改正案
なければならない。 (1) (略) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) (略) 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)	なければならない。 (1) (略) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) (略) 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)

現行	改正案
(4) 令<u>附則第12条第28項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第36項</u>に規定する補助金等 (6) (略)	(4) 令<u>附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) (略) (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) (略) 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に規定する補助金等 (6) (略) 9 <u>法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則</u>

現 行	改 正 案
	<u>第 7 条 第 11 項 各 号 に 規 定 す る 書 類 を 添 付 し て 市 長 に 提 出 し な け れ ば な ら ない。</u> <u>(1) 納 税 義 務 者 の 住 所 、 氏 名 又 は 名 称 及 び 個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 を 有 し な い 者 に あ っ て は 、 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称)</u> <u>(2) 家 屋 の 所 在 、 家 屋 番 号 、 種 類 、 構 造 及 び 床 面 積</u> <u>(3) 家 屋 の 建 築 年 月 日 及 び 登 記 年 月 日</u> <u>(4) 耐 震 改 修 が 完 了 し た 年 月 日</u> <u>(5) 耐 震 改 修 に 要 し た 費 用</u> <u>(6) 耐 震 改 修 が 完 了 し た 日 か ら 3 月 を 経 過 し た 後 に 申 告 書 を 提 出 す る 場 合 に は 、 3 月 以 内 に 提 出 す る こ と が で き な か っ た 理 由</u> 10 <u>法 附 則 第 15 条 の 9 の 2 第 4 項 に 規 定 す る 特 定 熱 損 失 防 止 改 修 住 宅 又 は 同 条 第 5 項 に 規 定 す る 特 定 熱 損 失 防 止 改 修 住 宅 専 有 部 分 に つ い て 、 こ れ ら の 規 定 の 適 用 を 受 け よ う と す る 者 は 、 法 附 則 第 15 条 の 9 第 9 項 に 規 定 す る 熱 損 失 防 止 改 修 工 事 が 完 了 し た 日 か ら 3 月 以 内 に 、 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 し た 申 告 書 に 施 行 規 則 附 則 第 7 条 第 12 項 各 号 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 し て 市 長 に 提 出 し な け れ ば な ら ない。</u> <u>(1) 納 税 義 務 者 の 住 所 、 氏 名 又 は 名 称 及 び 個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 (個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 を 有 し な い 者 に あ っ て は 、</u>

現 行	改 正 案
9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第24項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則<u>附則第7条第11項</u>に規定する補助の算定の基	<u>住所及び氏名又は名称</u>) (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u> (5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</u> (6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基

現 行	改 正 案
礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) (軽自動車税の税率の特例) 第16条 (略) 2 (略) 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u>において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 4 (略)	礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) (軽自動車税の税率の特例) 第16条 (略) 2 (略) 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条(第5項を除く。)</u>において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 4 (略) 5 <u>法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月</u>

現 行

改 正 案

31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

現 行

第16条の2 削除

改 正 案

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車
が前条第2項から第7項までの規定の適用を受け
る3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするとき
は、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定
する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に
基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額がある
ことを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったとき
は、その延長された納期限）後において知った場合におい
て、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請
をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該
申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他
不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けた
ことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等
を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした
者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に
係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に
関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用す
る。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車
税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて
計算した金額を加算した金額とする。

現 行	改 正 案
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 (略) 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する<u>申告書</u>を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u>	<u>4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」</u>とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 (略) 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>を提出した場合(次に掲げる場合を除く。))に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u>

現行	改正案
3 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 平成15年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の起因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>以下この条において同じ。</u>)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ</u>当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、平成15年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分	<u>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u> 3 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 平成15年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の起因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>次項において同じ。</u>)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、</u>当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、平成15年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分

現行	改正案
の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第9項</u>の規定に該当することとなる<u>場合においては</u>、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略） （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の2 （略） 2・3 （略） 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）</u>に前項後段の規定	の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなる<u>ときは</u>、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略） （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の2 （略） 2・3 （略） 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>特例適用配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得な

現行	改正案
の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>）に限り、適用する。 5 （略） （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の3 （略） 2・3 （略） 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。</u>）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>これら</u>	い理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> （1） <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> （2） <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 （略） （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の3 （略） 2・3 （略） 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得な</u>

現行	改正案
<u>の申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。 5 (略) 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がな	い理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u> 5 (略) 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>同条第4項に規定する条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった

現 行	改 正 案
いことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 第22条 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。	条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合) 第22条 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合) <u>第22条の2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>

現 行	改 正 案
第32条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第28項、第32項、第36項、第37項、第42項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	第32条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

周南市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第２条の改正）

改正前	改正後
第１条 周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号）の一部を次のように改正する。 <u>第18条の３中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> 第19条中「<u>」</u>、第53条の７、第67条」の次に「、第81条の6第１項」を加え、「及び第２号」を「、第２号及び第５号」に、「当該各号」を「第１号から第４号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第５号及び第６号に定める日までの期間」を加え、同条第２号中「第48条第１項の申告書（法第321条の８第１項、第２項、第４項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、「<u>第98条第１項</u>」を「<u>第81条の６第１項の申告書、第98条第１項</u>」に改め、同条第３号中「第48条第１項の申告書（法第321条の８第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「<u>第98条第１項</u>」を「<u>第81条の６第１項の申告書、第98条第１項</u>」に改め、同条に次の２号を加える。 <u>第34条の４中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。</u> <u>第80条第１項及び第２項を次のように改める。</u> <u>軽自動車税は、３輪以上の軽自動車に対し、当該３輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等</u>	第１条 周南市市税条例（平成15年周南市条例第55号）の一部を次のように改正する。 第19条中「及び第２号」を「、第２号及び第５号」に、「当該各号」を「第１号から第４号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第５号及び第６号に定める日までの期間」を加え、同条第２号中「第48条第１項の申告書（法第321条の８第１項、第２項、第４項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第３号中「第48条第１項の申告書（法第321条の８第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の２号を加える。

改正前	改正後
<u>に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> <u>2 前項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第２項に規定する者を含まないものとする。</u> <u>第80条第３項中「第443条第１項」を「第445条第１項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第１項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</u> <u>第80条の２を削る。</u> <u>第81条を次のように改める。</u> <u>（軽自動車税のみなす課税）</u> <u>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を３輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>3 法第444条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得し</u>	

改正前	改正後
<u>た 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>第 81 条の次に次の 10 条を加える。</u> <u>（日本赤十字社の所有する 3 輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税の範囲）</u> <u>第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する 3 輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。</u> <u>（１） 救急用のもの</u> <u>（２） 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの</u> <u>（３） 血液事業の用に供するもの</u> <u>（４） 救護資材の運搬の用に供するもの</u>	

改正前	改正後
<u>(環境性能割の課税標準)</u> <u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>(環境性能割の税率)</u> <u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> <u>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者</u>	

改正前	改正後
<u>を除く。)</u>は、<u>法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> <u>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> <u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u> <u>第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u> <u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、別に定める。</u> <u>(環境性能割の課税免除)</u> <u>第81条の9 市長は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する3輪以上の軽自動車を無償で譲り受けた</u>	

改正前	改正後
<u>場合における当該３輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を課さない。</u> <u>２ 前項の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、第81条の６の規定によって提出すべき申告書に事実を証明するに足る書類を添付しなければならない。</u> <u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲）</u> <u>第81条の10 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、種別割を課さない。</u> <u>（種別割の課税免除）</u> <u>第81条の11 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。</u> <u>第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第２号を次のように改める。</u> <u>（２） 軽自動車及び小型特殊自動車</u> <u>ア 軽自動車</u> <u>（ア） ２輪のもの（側車付のものを含む。） 年額</u> <u>3,600円</u> <u>（イ） ３輪のもの 年額3,900円</u> <u>（ウ） ４輪以上のもの</u>	

改正前	改正後
<u>a 乗用のもの</u> <u>営業用 年額6,900円</u> <u>自家用 年額10,800円</u> <u>b 貨物用のもの</u> <u>営業用 年額3,800円</u> <u>自家用 年額5,000円</u> <u>(エ) 被けん引車 年額3,600円</u> <u>イ 小型特殊自動車</u> <u>(ア) 農耕作業用のもの 年額2,000円</u> <u>(イ) その他のもの 年額5,900円</u> <u>第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）</u> <u>中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同</u> <u>条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様</u> <u>式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3</u> <u>項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、</u> <u>同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改め</u> <u>る。</u> <u>第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同</u> <u>条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。</u> <u>第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同</u> <u>条第1項中「市長において」を削り、「軽自動車税」を「種</u> <u>別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第</u>	

改正前	改正後
<u>3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の10」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>附則第15条の次に次の5条を加える。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u> <u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u> <u>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u>	

改正前	改正後									
<u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u> <u>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、</u> <u>当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とす</u> <u>る。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u> <u>第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収</u> <u>に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法</u> <u>附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱</u> <u>費として県に交付する。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</u> <u>第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の</u> <u>4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲</u> <u>げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同</u> <u>表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table><tr><td>第1号</td><td><u>100分の1</u></td><td><u>100分の0.5</u></td></tr><tr><td>第2号</td><td><u>100分の2</u></td><td><u>100分の1</u></td></tr><tr><td>第3号</td><td><u>100分の3</u></td><td><u>100分の2</u></td></tr></table> <u>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3</u> <u>号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中</u> <u>「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u> <u>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」</u> <u>を加え、同条第1項中「三輪」を「3輪」に、「初めて道路</u>	第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>	第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>	第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>	<u>附則第16条第1項中「三輪」を「3輪」に、「左欄に掲げ</u> <u>る」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項</u>
第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>								
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>								
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>								

改正前			改正後		
運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。			中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。		
第2号ア（イ）	3,900円	4,600円	第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円	第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	12,900円		10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円	第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	6,000円		5,000円	1,300円
附則第16条第2項中「規定する三輪」を「掲げる3輪」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。			附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン		

改正前

軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車
が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソ
リン軽自動車」が平成28年4月1日から平成29年3月31日ま
で」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」
に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲
げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改め
る。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を
「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽
自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を
「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」
に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改
め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げ
る」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改め
る。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

改正後

改正前			改正後
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円	<u>第1条の2 周南市市税条例の一部を次のように改正する。</u> <u>第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第19条中「)、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。</u> <u>第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。</u> <u>第80条第1項及び第2項を次のように改める。</u> <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> <u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u> <u>第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。</u>
	5,000円	3,800円	

改正前	改正後
	<u>第80条の2を削る。</u> <u>第81条を次のように改める。</u> <u>（軽自動車税のみなす課税）</u> <u>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u>

改正前	改正後
	<u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>第81条の次に次の10条を加える。</u> <u>（日本赤十字社の所有する3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税の範囲）</u> <u>第81条の2 日本赤十字社が所有する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。</u> <u>（1） 救急用のもの</u> <u>（2） 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの</u> <u>（3） 血液事業の用に供するもの</u> <u>（4） 救護資材の運搬の用に供するもの</u> <u>（環境性能割の課税標準）</u> <u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u> <u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>（1） 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合</u>

改正前	改正後
	<u>を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> <u>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> <u>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u>

改正前	改正後
	<u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> <u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u> <u>第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u> <u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、別に定める。</u> <u>(環境性能割の課税免除)</u> <u>第81条の9 市長は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する3輪以上の軽自動車を無償で譲り受けた場合における当該3輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を課さない。</u> <u>2 前項の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、第81条の6の規定によって提出すべき申告書に事実を証明するに足る書類を添付しなければならない。</u> <u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲)</u>

改正前	改正後
	<u>第81条の10 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、種別割を課さない。</u> <u>(種別割の課税免除)</u> <u>第81条の11 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。</u> <u>第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。</u> <u>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</u> <u>ア 軽自動車</u> <u>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額</u> <u>3,600円</u> <u>(イ) 3輪のもの 年額3,900円</u> <u>(ウ) 4輪以上のもの</u> <u>a 乗用のもの</u> <u>営業用 年額6,900円</u> <u>自家用 年額10,800円</u> <u>b 貨物用のもの</u> <u>営業用 年額3,800円</u> <u>自家用 年額5,000円</u> <u>(エ) 被けん引車 年額3,600円</u> <u>イ 小型特殊自動車</u>

改正前	改正後
	<u>(ア) 農耕作業用のもの 年額2,000円</u> <u>(イ) その他のもの 年額5,900円</u> <u>第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。</u> <u>第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。</u> <u>第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「市長において」を削り、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、</u>

改正前	改正後
	<u>「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の10」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。</u> <u>附則第15条の次に次の5条を加える。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u> <u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u> <u>第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u> <u>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u> <u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u> <u>第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法</u>

改正前	改正後																					
	附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。 （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>第1号</td><td>100分の1</td><td>100分の0.5</td></tr><tr><td>第2号</td><td>100分の2</td><td>100分の1</td></tr><tr><td>第3号</td><td>100分の3</td><td>100分の2</td></tr></table> 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。 <table><tr><td>第2号ア（イ）</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>第2号ア（ウ） a</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td></td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>第2号ア（ウ） b</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr></table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	第2号ア（イ）	3,900円	4,600円	第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円	第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円
第1号	100分の1	100分の0.5																				
第2号	100分の2	100分の1																				
第3号	100分の3	100分の2																				
第2号ア（イ）	3,900円	4,600円																				
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円																				
	10,800円	12,900円																				
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円																				

改正前	改正後			
附 則 （施行期日） 第 1 条 この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1） <u>第 1 条中周南州市市税条例第82条第 2 号の改正規定及び附則第16条の改正規定（「の種別割」を加える部分を除く。）並びに第 2 条の規定（「の種別割」を加える部分を除く。）</u> <u>平成29年 4 月 1 日</u> （2） （略） （3） <u>第 1 条中周南州市市税条例第18条の 3 の改正規定、同条例第19条の改正規定（「」、第53条の 7、第67条」の次に「、第81条の 6 第 1 項」を加える部分、同条第 2 号中「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書、第98条第 1 項」に改める部分及び同条第 3 号中「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書、第98条第 1 項」に改める部分に限る。）</u>、同条例第34条の 4 及び第80条	<table border="1"><tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr></table> <u>附則第16条第 2 項から第 4 項までを削る。</u> 附則第16条の 2 を次のように改める。 附則第16条の 2 削除 附 則 （施行期日） 第 1 条 この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1） <u>第 1 条中周南州市市税条例附則第16条の改正規定及び附則第 2 条の 3 の規定</u> <u>平成29年4月1日</u> （2） （略） （3） <u>第 1 条の 2 及び第 2 条の規定並びに第 3 条中周南州市市税条例の一部を改正する条例（平成27年周南州市条例第 37号）附則第 5 条第 7 項の表第19条第 3 号の項の改正規定（「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書、第98条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 2 条の 2 及び第 3 条の規定</u> <u>平成31年10月 1 日</u>		5,000円	6,000円
	5,000円	6,000円		

改正前	改正後
<u>の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に10条を加える改正規定、同条例第82条（同条第2号の改正規定を除く。）、第83条及び第85条の改正規定、同条例第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定、同条例附則第16条の改正規定（「の種別割」を加える部分に限る。）並びに第2条の規定（「の種別割」を加える部分に限る。）並びに第3条中周南州市税条例の一部を改正する条例（平成27年周南州市条例第37号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第3条の規定 平成31年10月1日</u> （市民税に関する経過措置） 第2条 第1条の規定による改正後の周南州市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、<u>前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。</u> 2 （略） <u>3 新条例第34条の4の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について</u>	（市民税に関する経過措置） 第2条 第1条の規定による改正後の周南州市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、<u>この条例の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。</u> 2 （略）

改正前	改正後
<u>適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u> <u>4</u> 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、<u>前条第1号に掲げる規定の施行の日</u>以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。 <u>5</u> 新条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。	<u>3</u> 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、<u>この条例の施行の日</u>以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。 <u>4</u> 新条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。 <u>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の周南市市税条例（附則第3条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に</u>

改正前	改正後
<u>(軽自動車税に関する経過措置)</u> 第3条 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	<u>開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u> <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u> <u>第2条の3 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。</u> 第3条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

周南市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（附則第6条の改正）

改正前			改正後		
<u>（周南市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</u> <u>第2条 周南市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年周南市条例第15号）の一部を次のように改正する。</u>			<u>（周南市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）</u> <u>第2条 周南市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年周南市条例第15号）の一部を次のように改正する。</u>		
<u>附則第5条中「三輪」を「3輪」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。</u>			<u>附則第5条中「三輪」を「3輪」に改め、同条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。</u>		
<u>第82条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>			
<u>（イ）</u>					
<u>第82条第2号ア</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>			
<u>（ウ） a</u>	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>			
<u>第82条第2号ア</u>	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>			
<u>（ウ） b</u>	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>			
<u>附則第16条第1項</u>	<u>第82条</u>	<u>周南市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年周南市条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）</u> <u>附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条</u>			

改正前			改正後
<u>附則第16条第1項の表第2号ア（イ）の項</u>	<u>第2号ア（イ）</u>	<u>平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（イ）</u>	
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>	
<u>附則第16条第1項の表第2号ア（ウ）aの項</u>	<u>a</u>	<u>平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）a</u>	
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>	
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>	
<u>附則第16条第1項の表第2号ア（ウ）bの項</u>	<u>b</u>	<u>平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）b</u>	
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>	
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>	
附 則 （施行期日） 第1条 略 （1） 第1条中周南州市税条例附則第16条の改正規定及び附則第2条の3の規定 平成29年4月1日			附 則 （施行期日） 第1条 略 （1） 第1条中周南州市税条例附則第16条の改正規定及び第2条の規定並びに附則第2条の3の規定 平成29年4月1

改正前	改正後
(2) 略 (3) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中周南市市税条例の一部を改正する条例（平成27年周南市条例第37号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第3条の規定 平成31年10月1日	日 (2) 略 (3) 第1条の2の規定及び第3条中周南市市税条例の一部を改正する条例（平成27年周南市条例第37号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第3条の規定 平成31年10月1日